議案第12号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第１項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和８年11月25日提出

富津市長　　高　橋　恭　市

提案理由

鋸南地区環境衛生組合が令和９年３月31日をもって解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定について、地方自治法第286条第１項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第１並びに別表第２第３条第１項第１号に掲げる事務の項、同表第３条第１項第３号に掲げる事務の項及び同表第３条第１項第11号に掲げる事務の項中「鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」を「佐倉市、酒々井町清掃組合」に改める。

附　則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。